

社内での文献複写にあたっての注意点

デジタルコンテンツ委員会*

抄 録 会社の業務に関連して資料等を利用する際には、どうしても著作権の存在を意識せざるを得ない。そこで、本稿では、特に「文献資料の複写（コピー）」という行為に焦点を当てて、著作物を適法に利用するために注意すべき点について説明し、実務上の参考に供する。

目 次

1. はじめに
2. 著作権者の許諾なく複写できる場合
 2. 1 著作権による保護がない場合
 2. 2 著作権制限規定により利用できる場合
3. 著作権者の許諾が必要な場合
 3. 1 あらかじめ許諾があると考えられる場合
 3. 2 権利管理団体
 3. 3 著作権者から直接許諾を得る場合
4. 複写物への著作者等の表示
 4. 1 表示の必要性
 4. 2 表示の仕方
5. おわりに

1. はじめに

法令調査、特許の先行技術調査、その他情報の収集のため、会社の業務において文献を調べる機会が多い。有益な資料を見つけた場合、コピーを取ってファイルしたい、会議の資料として配布したいということもあろうかと思う。

しかし、ほとんどの文献は著作権によって保護されており、複写するにあたってはこれを侵害しないよう注意する必要がある。

そこで本稿¹⁾では、これらの調査において有益な文献（新聞、雑誌、政府刊行物等を含む）を見つけ、その一部を複写したいとき、著作権法上²⁾どのように取り扱うべきかを整理するも

のである（なお、紙幅の都合上、本稿では主に「複写」（紙へのコピー）を対象としたが、文献資料のスキャニングや、Webページのプリントアウト等、他の「複製」行為に関しても、本稿で整理した内容が概ねあてはまるといえる³⁾）。

2. 著作権者の許諾なく複写できる場合

2. 1 著作権による保護がない場合

(1) 著作物にあたらぬものの利用

著作物とは、A「思想又は感情」をB「創作的」にC「表現したもの」であって、D「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であるとされる（2条1項1号）。

この著作物の要件を満たすものは多く、著作権法では、著作物の例として、言語、音楽、舞踊・無言劇、美術、建築、地図・図形、映画、写真、プログラム等を挙げている（10条1項）。

一方、上記著作物の要件を満たさないものは著作物にはあたらぬ、適法に複写することが可能である。例えば、事実そのものを記述したにすぎないもの、単純なデータそのもの等はA「思想又は感情」を表現したものではないので、著作物にはあたらぬ。

また、B「創作的」とは、何らかの形で個性

* 2008年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が現われているものをいうとされ（同旨判例多数）、ありふれた表現や典型的な表現などによって構成されるものは著作物にあたらぬ。

例えば、新聞の訃報記事、人事異動記事や、交通事故の速報など、単なる事実をそのまま伝えるにすぎない記事は、伝えるべき事項や表現方法が限定され、誰が書いても同じような表現にならざるを得ないため、創作性がないものとして著作物にあたらぬ（10条2項）、適法に複製することが可能である（もっとも、一般の記事の多くは、単に事実を伝えるだけではなく、事実の選択、評価、文章上の工夫等が加わっているため、思想又は感情が創作的に表現されたものとして著作物にあたる解されている）。

（2）権利の目的とならない著作物の利用

法令や官公庁の文書は形式的には著作物に該当し得るが、これらは広く知らしめて利用されることに意味があるため、著作権の目的とならないこととされている（13条）。

具体例として、①憲法その他の法令、②国、地方公共団体の機関、独立行政法人等が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの、③裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの等が挙げられている（13条各号）。

政府等発行の文書がこのような性質のものであれば適法に複製することができる。

（3）保護期間の満了した著作物の利用

一般的な著作物⁴⁾の著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり（51条1項）、作者の死後50年を経過するまでの間存続する（同2項）ものとされ、法人等団体名義の著作物の場合、その著作権は著作物の公表後50年を経過するまでの間存続する（53条1項）ものとされている⁵⁾。

この著作権の保護期間を経過した著作物は、

著作権による保護を受けることができなくなるので、「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」（60条本文）にあたらぬ限り、適法に複製して利用することができる。

2. 2 著作権制限規定により利用できる場合

著作物性がある刊行物などを著作権者の許諾を得ずに複製した場合、複製権（21条）の侵害となり得る。

ただし、著作権法には、公益性等に鑑み、一定の行為は著作権侵害にあたらぬとする規定（著作権制限規定、30条～50条）が設けられている。したがって、複製行為が著作権制限規定に該当すれば著作権侵害とはならず、著作権者の許諾を受けなくても、適法に複製することが可能である。

以下、複製行為に関連する著作権制限規定について解説する。

（1）著作権制限規定が適用され得る場合

1) 裁判手続等での利用

①裁判手続・行政庁が行う審判その他の裁判に準ずる手続、②行政庁が行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価等の手続、③行政庁等が行う薬事に関する審査・調査手続又は行政庁等に対する薬事に関する報告に関する手続のために必要と認められる場合には、当該著作物の種類・用途並びにその複製の部数・態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除き、必要と認められる限度において、複製することができる（42条）。なお、出所を明示することが必要とされる（48条）。

これらは、適正な裁判を受ける権利を担保する、無効理由を含む特許を減少させる、国民の健康に重大な関係がある薬の副作用等を通告する、といった公益のために認められているもの

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

である。

2) 政治上の演説等の利用

公開された演説会等での政治演説や裁判手続等での公開の陳述は、同一の発言者の演説、陳述等を編集して利用する場合（例えば特定の政治家の演説集を作る場合など）を除き、自由に利用することができる（40条1項）。したがって、政治家の演説などを複製して社内で配布しても問題はない。ただし、出所を明示すること（48条）、同一性保持権（20条）を侵害しないことの2点に注意する必要がある。

(2) 著作権制限規定が適用されないと考えられる場合—私的使用のための複製について

複製が少数にとどまる場合、「私的使用のための複製」に関する著作権制限規定（30条）が適用されるのではないかと考えられることも多い。しかし、同規定は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における使用を対象とした規定であり、会社等の内部的利用のための複製（複製）行為は、たとえ少数でもこれには該当しない、というのが一般的な解釈である。社内で業務上行う文献複製にこの規定が適用されることを期待するのは困難であり、注意が必要である。

3. 著作権者の許諾が必要な場合

2. で述べた場合を除けば、文献等を複製するには、著作権者の許諾が必要となる。著作権者の許諾を得るにはいくつかの方法があるので、以下解説する。

3. 1 あらかじめ許諾があると考えられる場合

許諾は原則として、都度得るものではあるが、著作物の提供形態等から、事実上許諾があるものと考えられるものもある。

例えば、実務書・実用書などでは、複製等を

前提とした形態になっている部分がある。読者の便宜のためにチェックシート、フォームなどが付属し、「コピーしてお使いください」などと書かれているものなどがその例である。

このような場合には、その文献等の注意書き、文献の用途等に照らして合理的な範囲⁶⁾で利用することが、文献等の購入時にあらかじめ許諾されているものと考えられることができる。

3. 2 権利管理団体

3.3で概略を紹介するが、著作物の利用許諾を個別に得ることは面倒なものであり、そのために利用をあきらめてしまうこともある。これでは著作権者も利益を上げる機会を損失することになるので、利用許諾手続を簡略化するために「権利の集中処理」と呼ばれる仕組みが設けられている。これは、複数の著作権者から著作権の管理委託を受けた法人等が、著作物を利用しようとする者からの申し込みに応じて、著作権者に代わって定型的に著作物の利用を許諾するというものである。

著作物の複製に関してこのような利用許諾を行っている団体として、社団法人日本複製権センター、有限責任中間法人学術著作権協会、有限責任中間法人日本出版著作権協会、株式会社日本著作出版権管理システムがある。

これらの団体はいずれも、年毎に定める料金を支払うことにより都度の許諾が不要になる包括許諾契約と、都度申し込んで許諾を得る個別許諾契約の2つの契約方式を有している。会社がすでに包括許諾契約を締結しているのであればその枠内で利用できるのも、管理部門に利用条件等を確認の上利用すればよい。会社が包括許諾契約を締結していない場合には、個別に申し込んで利用することになる。

これらの団体を利用できるのは、これらの団体に複製に係る権利が管理委託されている文献等に限られるので、複製したい文献等がこれら

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の団体に管理委託されているかどうかを確認する必要がある⁷⁾。

3.3 著作権者から直接許諾を得る場合

(1) 直接許諾を得る場合の連絡先

著作権者から許諾を得るには、著作権者と連絡を取る必要があるが、これが難しい場合があり、実務的には、まず出版社に連絡するのが一般的であろうと考えられる。理由としては、著作権者が誰であるかわかりにくい⁸⁾、著作権者が誰かわかったとしても連絡先がわからない⁹⁾、などが挙げられる。

もっとも、出版社は法律上、著作権者に取り次いだり、利用者のために許諾手続を取ったりする義務を負っているわけではないので、出版社に連絡しても協力を拒まれることがありうることに留意する必要がある。

(2) 直接許諾を得る場合の相手方

著作権者と連絡がつけば¹⁰⁾、許諾を申し入れ、条件を確定した上で、許諾契約を締結する。

ここで注意すべき点としては、現に交渉している相手方が真に著作権者であるか確証が持てない場合があるということである。日本では文献等の出版にあたり書面契約を交わさないことがあるなど、著作権の帰属が曖昧になっている場合がある。

また、著作権の移転（譲渡）に関しては、登録制度が設けられているが、登録するかどうかは任意である上¹¹⁾、実際にもあまり活用されていないため、特許原簿や土地などの登記簿とは異なり、著作権の移転登録原簿を確認しても、権利の所在を確かめるのに十分とはいえない。

とはいえ、許諾を申し入れる側としては、相手方を疑いすぎて、許諾そのものをふいにするわけにもいかない。せめて、相手方が権利許諾する権原を有していることを保証する文言を契約に入れさせるように交渉したい。

(3) 許諾条件

許諾を受けるにあたっては、意図している利用に支障が出ないような条件で著作権者と契約する必要がある。具体的には、次のような点を明らかにし、契約書としてまとめる。

- 著作物
～著者名、作品名、必要があれば出版社名
- 利用範囲
～全部か一部か。一部である場合には、章のタイトル、文献のページ数などを使って部分を特定する。
- 利用形態
～具体的な利用方法を記述する。内部（社内）利用か社外に配布するのか、といった記載も必要。
- 複写部数
- 利用する期間
～無期限の場合にはその旨を明らかにする。
- 対価および支払方法
～無償ならその旨を明らかにする。
- 著作者表示および著作権表示の方法
～具体的な表示の仕方を記述してしまうのが確実である。
- 利用する作品の提供
～すでに保有している文献を複写するのか、改めて文献の提供を受けるのか。

図1 許諾条件チェックシート

4. 複写物への著作者等の表示

4.1 表示の必要性

2.1で述べたケースのうち(1)の場合は、複写対象がそもそも著作物ではなく、(2)の場合も、複写対象が著作物として保護されないものであることから、著作権法上の著作者人格権や出所表示義務に基づく表示は何ら必要ない。

これ以外の複写をなした場合には、原則として、著作者人格権に基づく著作者の表示が必要である¹²⁾。著作者表示は、「著作者」（著作権者ではない）の氏名等の表示であり、著作権表示（いわゆる©表示）とは別物である。

また、2.2で述べた著作権制限規定に基づき複写した場合、いずれも出所の表示が義務付けられている（48条）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

その他、許諾契約に基づいて複写する場合に、当該契約に表示に関する定めがある場合にはそれに従う必要がある¹³⁾。

4. 2 表示の仕方

許諾を受けた際に許諾者からの指示があればそれに従えば良いが、特段の指示がない場合には、次のように表示する。

① 著作者表示

著作者表示は元の著作物に付された表示をそのまま用いるのが無難である¹⁴⁾。例外的に、元の著作物に著作者表示がなく、また許諾契約等でも表示することを指示されていない場合に、あえて著作者表示をする必要はない¹⁵⁾。

② 出所表示

出所表示が必要な場合は、著作者表示に加え、著作物の表題¹⁶⁾、部分複写の場合には元の著作物のどの部分であるかの表示¹⁷⁾、文献の発行元(出版社)を表示する。

5. おわりに

以上本稿では、社内における文献複写にあたり、そのまま複写できる場合、許諾を得る必要がある場合の双方について、どのように考えるべきかをまとめてみた。

内容が複雑であるがゆえに、簡潔明瞭な記述であるとは言えないが、日々の業務における文献複写の実務にいささかなりともお役に立てば幸いである。

注 記

- 1) 本稿は、2008年度デジタルコンテンツ委員会の佐久間(富士ゼロックス)、國谷(日立製作所)により分担執筆し、藤野(JR東日本)がとりまとめたものである。
- 2) 本稿で引用している条文番号は、特に断りがない限り、著作権法に対応している。
- 3) ただし、権利管理団体(3.2参照)が、文献についてのスキヤニングを許諾対象行為に含めていな

かったり、Webコンテンツを管理著作物としていないなど紙媒体からの「複写」と、他の媒体からの「複製」とで、取扱いが異なる場合もある。

- 4) 映画の著作物については、著作権の保護期間が、「著作物の公表後70年を経過するまでの間」存続するものとされている(54条)。
- 5) 第二次世界大戦の戦勝国の著作物については、1941年12月8日から平和条約締結の日の前日までの期間(米・英・仏・加・豪の場合、約10年4ヶ月)が保護期間に加算されるため、注意が必要である(戦時加算)。
- 6) 例えば、そのような書式を複製して、自ら別の文献を刊行するような利用は、合理的な範囲を超えているといえ、許諾されていないと考えるべきであろう。
- 7) これら4団体は、いずれも、自己に管理が委託されている著作物の一覧をWebサイトで公表しているため、その利用条件などとあわせて確認の上、利用するとよい。
- 8) 著作権は譲渡可能であるため、作者が常に著作権者であるとは限らない。また、文献に付された著作権表示(©表示)は、あくまでも出版時点での著作権の所在を示しているものであって、複写の必要が生じた時点でにおける著作権者を示しているとは限らない。
- 9) 2009年1月に「著作者検索データベース」が公表されたが(<http://www.sousakusya.jp/search/>)、これは著作権者ではなく著作者のデータベースである。
- 10) 連絡がつかない場合、文化庁長官に公表された著作物の利用の裁定を受け、補償金を供託して利用することができる制度がある(67条)が、本制度は実際にはほとんど利用されていない。
- 11) 著作権の移転登録はあくまで第三者への対抗要件となるものに過ぎず、登録しなくても移転の効力自体は否定されない(77条参照)。
- 12) 著作権の保護期間が満了しても、著作者人格権はなお存続している。
- 13) 例えば、株式会社日本著作出版権管理システムから許諾を受けた場合には、同社指定の許諾済複写物シールを貼付することが求められる。
- 14) 19条2項参照。
- 15) 著作者人格権に基づく氏名表示権には、著作者が「自己の氏名等を表示しない」権利も含まれている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 16) 複数の版がある場合にはその版数も表示する。
- 17) 例えば，章に分かれているときにはその章題や，ページ数などで表示する。

(原稿受領日 2009年2月16日)

